

各局長・独立機関事務局長 様

財 政 局 長  
(財政部財政課)

平成 26 年度当初予算編成方針について (通達)

平成 26 年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

我が国の財政状況は、人口高齢化等の要因によって歳出の増加が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、近年著しく悪化が進み、債務残高は GDP の倍程度までに累増するなど、極めて厳しい状況にある。

こうした中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)を 6 月 14 日に閣議決定し、相互に補完し合う関係にある「三本の矢」(いわゆるアベノミクス)を一体的に推進し、デフレからの早期脱却と日本経済の再生を図るとしている。

また、8 月 8 日には「平成 26 年度の概算要求に当たっての基本的な方針について」(概算要求基準)を閣議了解し、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指しメリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

具体的には、社会保障費の自然増として 9,900 億円を見込む中、公共事業、教育、防衛など裁量的経費の要求で前年度当初予算額から 1 割の削減を義務付けている。一方では、3 兆 5,000 億円の「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、「骨太の方針」及び「日本再興戦略」(6 月 14 日閣議決定)等を踏まえた諸課題について要望できることとし、重点化を進めている。

地方財政については、「骨太の方針」及び「中期財政計画」(8 月 8 日閣議了解)を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

しかしながら、国の概算要求の状況は、要求総額が過去最大規模の 102 兆円を超え、今後の予算編成の動向は不透明であり、消費税率の引上げをはじめ、地方交付税、社会保障制度、税

制改正などについて、注視し対応を図っていく必要がある。

## 2 本市の財政状況

平成 24 年度一般会計決算では、実質収支が約 40 億円の黒字となったが、市税収入の減少や、義務的経費の増加により、経常収支比率が 91.5%に上昇し、財政の硬直化が進んでいる。さらに、一般会計の市債残高が、臨時財政対策債の増加等により、約 4,200 億円となっており、今後の公債費負担の増加に対処するには、市債発行額を適正に管理していくことが必要となっている。

平成 25 年度の当初予算編成では、行財政改革推進大綱実施計画（追加版を含む。）による事務事業の見直しを実施し、第 2 次総合計画（まちみがき戦略推進プランを含む。）に基づく施策に予算を重点配分するなど、経費の節減と事業の優先化を徹底したところであるが、なお 55 億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。

平成 26 年度予算編成に当たっては、歳入においては、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にあり、歳出においては、人件費の削減が見込まれるものの、生活保護費や介護保険事業会計繰出金などの社会保障関係経費の増加が見込まれ、財政運営は引き続き厳しい状況にある。

このため、平成 26 年度に取り組むことが必要な事業を推進していくには、今まで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに、歳出の徹底した見直しにより、予算の重点化を図る必要がある。

## 3 平成 26 年度予算編成方針

### （1）基本方針

平成 26 年度予算は、本市の着実な発展を目指し、財政の健全性の確保に十分留意し、以下の基本方針のもと予算編成を行う。

なお、厳しい財政状況の中、新たな行政需要に対応するため、予算のシェイプアップに取り組むとともに、県の第 4 次被害想定を踏まえた防災対策や富士山世界文化遺産登録を受けての三保松原関連事業など、単独の局・部・課で解決できない課題については、局内はもとより局を越えた横断的な連携をより一層図り、適切な役割分担により予算要求を行うこと。

#### ① 第 2 次総合計画に沿った予算の重点配分

第 2 次総合計画（まちみがき戦略推進プランを含む。）における政策体系に基づき、真に本市の発展に繋がる施策・事業を中心に効率的な予算配分を行う。

特に、「求心力が強く、世界中から人が集まるまち」、「災害に強く、安心・安全に人が暮

らせるまち」を達成するために、平成26年度の重点政策に位置付けられた、次の3つの柱に資する施策・事業に必要な予算を確保する。

なお、重点政策のソフト事業については、4億円の特別枠を設け対応することとし、企画局内示事業のほかに要求枠を設け、創意工夫による事業要求を各局に促すこととする。

ア 都市の活力を高める取組

三保松原関連事業、徳川家康公顕彰四百年記念関連事業、オクシズの活性化とユネスコエコパーク登録の推進事業など

イ 安心・安全な地域をつくる取組

地域防災計画等に基づく防災・減災対策事業、消防広域化の推進事業、市民生活の安心・安全を確保する事業など

ウ 次世代人材を育む取組

子ども・子育て支援新制度への移行準備事業、待機児童解消加速化計画に基づく事業、学習環境の整備事業など

② 行財政改革推進大綱実施計画の確実な実施

歳入の確保と歳出の徹底した見直しを行い、行財政運営の効率化を図るため、行財政改革推進大綱実施計画（追加版（改定版）を含む。）に基づく取組を確実に予算に反映させる。使用料については、「公の施設に関する使用料の設定基準」に基づき見直しを行い、予算に反映すること。

③ 緊急防災・減災事業債の積極的な活用

財政措置の有利な緊急防災・減災事業債を積極的に活用し、スピード感をもって迅速に防災・減災対策に対応する。ただし、今後、充当率等の制度改正に伴い、財源不足を生じた場合は、事業費の精査を行い対応する。

④ 国の補正予算が編成された場合への対応

今後、国の平成25年度補正予算の編成の動きに呼应し、速やかに、平成26年度当初予算からの前倒しなどが行えるよう体制を整えておくこと。

⑤ 消費税率の引上げへの対応

国が決定次第改めて通知するが、予算要求については、「(2) 具体的な取組」に記載のとおり対応すること。

(2) 具体的な取組

以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うものとする。また、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

#### <全般的事項>

- ① 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。
- ② 市民目線に立ち、既存のすべての事務事業についてゼロから見直しを行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求すること。
- ③ 新規事業の創設、既存事業の拡充については、既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行ったうえで（スクラップアンドビルド方式により）要求すること。
- ④ 重点政策（3つの柱）に基づく新規施策・事業（ソフト事業）は、企画局（企画課）より示された方針に沿って、重点政策の達成目標に向けた事業の実効性、効率性等を十分分析、検証し、必要額を要求すること。
- ⑤ 総務局（行政管理課）、企画局（企画課）が実施する「静岡市版事業仕分け」、「事務事業総点検」、「静岡市総合計画重点事業にかかる進行管理システム」（旧事務事業評価システム）の対象となっている事業については、評価結果を反映した内容で要求すること。
- ⑥ 国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られる見込みがない場合においては、減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを行わないので、予算要求をしないこと。
- ⑦ 国の概算要求基準における優先課題推進枠や防災対策等の制度の活用を図るとともに、国県補助金等を財源に実施している事業の制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。

#### <歳入に関する事項>

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

##### ① 市税・保険料等

市税や国民健康保険料等各種債権については、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上、債権回収に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。

##### ② 使用料・手数料

使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。使用料の見直しについては、「公の施設に関する使用料の設定基準」に基づき適宜見直しを行うこと。

料金改定等により増収が図られる場合は、その収入相当額について別の事業要求を認める。

##### ③ 未利用財産の処分

未利用財産については、その収入相当額の事業要求を認めるので、保有資産の再点検を行い、積極的に処分を検討し、財源の確保を図ること。

#### ④ 新たな財源確保

広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源については、その収入相当額の事業要求を認めるので、積極的に検討すること。

ただし、②～④の事業要求を認める収入については、「保留地処分金などすでに事業の財源として見込んでいるもの」を除く。また、新たな財源確保のインセンティブによる事業要求は、政策的経費として要求すること。

※消費税率の引上げが行われる場合は、影響を受けるすべての歳入に影響額を反映すること。

なお、社会保障・税の一体改革を中心とする国の制度改正の動向を注視し、追加要求等の対応について財政課と協議を行うこと。

#### <歳出に関する事項>

##### ① 経常的経費

###### ア 枠配分経費

局ごとに、別途財政課から示す一般財源額（平成 25 年度当初予算一般財源と同額を基本とする。）を上限とし、新たな発想や創意工夫により事業を再構築し予算案を作成すること。

###### イ 人件費

定員管理計画等行財政改革実施計画に基づき業務の効率化・人員配置の適正化を図るとともに、人件費の抑制・縮減に努め、必要額を要求すること。

###### ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改正等の動向に十分留意するとともに、増加する扶助費に対し、国県の政策と連携し、抑制を図り、的確に予算に反映するように努めること。

市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、抑制に努めること。

##### ② 政策的経費

###### ア 重点政策（3つの柱）に基づく新規、拡充、臨時のソフト事業

企画局（企画課）から内示された事業については、効果や必要性等を十分精査し、事業の組立てをしっかりと行った上で、必要額を要求すること。

その他、上記以外で各局が重点政策として取り組む事業（各局 3 事業を上限に事前に財政課と協議）については、財政課との協議が整ったものについて、上記に準じて要求することができるものとする。

## イ 投資的経費

### (ア) 第2次総合計画に基づく事業

a 補助・直轄事業については、企画局（企画課）が内示した金額を上限として、後年度負担や適切な規模・単価等を精査し要求すること。

なお、平成26年度の補助要望を行う場合は、必ず財政課と事前協議のうえ、合議をすること。

b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで、企画局（企画課）が内示した金額を上限として要求すること。

c その他の市単独事業（施設整備事業（箱物）等）については、企画局（企画課）が内示した金額・内容の範囲内で規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

また、あわせて、施設完成後の運営体制、運営経費等については既存の事業の見直し等により財源を生み出すこととし、説明資料を提出すること。

### (イ) その他の事業（総事業費50,000千円未満の事業）

a 例年計上する事業は、平成25年度当初予算額を上限として要求すること。

b 臨時的な事業は、事前に財政課との協議が整ったものを要求すること。

(ウ) (ア) 及び (イ) の事業については、各局において事業ごとに優先順位を付して要求すること。

(エ) 公共事業コスト構造改善対策事業に関する第3期行動計画を予算に反映させること。

(オ) 用地取得費（補助事業で行う用地費を除く。）は、土地取得等検討委員会で承認されたもの以外は要求できないので注意すること。

## ウ 繰出金

特別会計及び企業会計への繰出金は、十分精査し、必要額を要求すること。

## エ 出資金、貸付金及び積立金

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

## オ 臨時的経費

施設の長寿命化、環境対応、システム改修等で将来の負担軽減効果のある臨時的な事業などは、事前に財政課との協議が整ったものを要求すること。

## カ 新たな行革の取組に対するインセンティブ

「行財政改革実施計画の計画額」以上の削減及び「枠配分経費示達額」を下回る削減については、その超過額の1.2倍の範囲内で事業要求を認めるので、事前に財政課と協議し要求すること（政策的経費として要求）。

## キ その他の政策的経費

上記以外のその他の経費（新規事業の創設、既存事業の拡充を含む。）は、時代の変化を

踏まえ、必要性や市の役割、費用対効果などを十分検証し、局内の既存事務事業（枠配分経費を含む。）の再編・整理、廃止、縮小、統合等の見直しをしたうえで、平成 25 年度当初予算額（臨時的なものを除く。）を上限として、要求すること。

この上限については、「①、アの局ごとに別途財政課から示す枠配分経費の一般財源額」、  
「②、イ、（イ） a の例年計上する総事業費 50,000 千円未満の投資的経費」から融通して要求することも可能であること。

※消費税率の引上げが行われる場合、平成 26 年度は、地方消費税交付金等が通年ベースで歳入されないことから、一般財源が不足することが見込まれているため、下記のとおり取り扱う。

ア 経常的経費のうち、枠配分経費（3（2）＜歳出に関する事項＞①ア）

需用費のうち燃料費・光熱水費・（維）修繕料、役務費、委託料、使用料及び賃借料の平成 25 年度当初予算一般財源に消費税率引上げ分を上乗せした財政課示達額を上限とし、要求する。

イ 政策的経費のうち、投資的経費

・第 2 次総合計画に基づく事業（3（2）＜歳出に関する事項＞②イ（ア））

消費税率引上げの影響については、事業の見直しや再構築を行うことなどにより、企画局の内示額以内に収める。

・第 2 次総合計画未掲載事業（3（2）＜歳出に関する事項＞②イ（イ））

消費税率引上げの影響については、事業の見直しや再構築を行うことなどにより、上限額（平成 25 年度当初予算額）以内に収める。

ウ 政策的経費のうち、「その他の政策的経費」（3（2）＜歳出に関する事項＞②キ）

消費税率引上げの影響については、事業の見直しや再構築を行うことなどにより、上限額（平成 25 年度当初予算額）以内に収める。

ただし、施設の維持管理・保守に係る経費等の消費税率引上げ分は、財政課との協議が整ったものについて、上限額を超えて要求することができる。

（3）特別会計・企業会計

① 特別会計及び企業会計についても、上記（2）（消費税率の引上げが行われる場合の取扱いを含む。）に準じて具体的な取組を進めること。

② 特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努め、一般会計からの繰入金金の減額を

図り要求すること。

(4) その他の留意事項等

- ① 出資団体及び補助金等を交付している各種団体等の経営・経理状況を十分把握するとともに、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。
- ② 附属機関等（審議会、協議会等の外部の合議制機関）を新たに設置しようとする場合は、総務局（行政管理課）との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。
- ③ 監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算に的確に反映させること。